

生駒市選挙管理委員会告示第8号

生駒市投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年4月7日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市投票区の一部を改正する告示

第1条 生駒市投票区（昭和48年8月生駒市選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

本則の表第37投票区の項中「西白庭台3丁目」の次に「、上町台（生駒市東白庭土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から上町台となる区域）」を加える。

第2条 生駒市投票区の一部を次のように改正する。

本則の表第37投票区の項中「（生駒市東白庭土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から上町台となる区域）」を削る。

附 則

この告示中第1条の規定は平成21年5月1日から、第2条の規定は生駒市東白庭土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行する。